

随意契約をすることができる場合に該当することの説明書

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号により随意契約をすることができる場合	今回の契約が左に該当すること等の説明
<p>特定の者でなければ供給することができないものを調達するとき</p>	<p>1 調達する財産や役務等の内容及びその特殊性</p> <p>本業務は、全国健康福祉祭の本県選手団の選考、派遣を行うものである。事業実施に当たっては、高齢者の健康・生きがいつくりについての専門的な知識に加え、大会主催者や種目団体との連携及び協力が不可欠である。</p> <p>2 特定の者以外の者が供給することができないことの説明</p> <p>本業務は、国の通知「高齢者の生きがいと健康づくり推進事業について（平成元年 10 月 19 日付け厚生省大臣官房老人保健福祉部長通知）」に基づき、各都道府県における「明るい長寿社会づくり推進機構」が担うこととされている。</p> <p>本県においては、平成 3 年に同機構として「岐阜県生きがい長寿財団」が設立され、他団体と統合したのち、現在は「岐阜県教育文化財団」がその地位を継承しており、同財団は、本県における同機構の唯一の団体である。</p> <p>よって、全国健康福祉祭の参加選手の選考及び派遣業務を委託できる団体は、同財団において他にない。</p>

備考 この様式により難しいときは、必要な事項を含む適宜の様式によることができる。